

第28期

定時株主総会招集ご通知



開催情報

日時
平成27年**6月19日(金曜日)** 午前**10時**
(受付開始:午前9時)

場所
東京都文京区後楽一丁目3番61号
東京ドームシティホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権行使期限

平成27年6月18日(木曜日)
当社の営業時間終了時(午後6時)まで

目次

第28期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29
株主総会参考書類	32
株主総会会場ご案内図	末尾

株主総会の目的事項

報告事項

1. 第28期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件	32
第2号議案	定款一部変更の件	33
第3号議案	補欠監査役1名選任の件	34
第4号議案	当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	35

証券コード 7860

平成27年6月3日

株 主 各 位

東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号
エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO 松 浦 勝 人

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙又はインターネットによって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討いただき、平成27年6月18日（木曜日）当社の営業時間終了時（午後6時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[議決権行使の方法につきましては、3頁から4頁に記載の「議決権行使方法についてのご案内」をご参照ください。]

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都文京区後楽一丁目3番61号

東京ドームシティホール

（末尾に記載の会場ご案内図をご参照の上、お間違いのないようお越しく下さい）

3. 株主総会の目的事項

報告事項 1. 第28期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第28期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4. その他

(1) 法令及び定款第15条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.avex.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結株主資本等変動計算書
- ② 株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以 上

~~~~~  
◎株主総会当日の開場時刻は午前9時00分を予定しております。

◎本招集ご通知は、株主総会当日に会場で配布いたしませんので、株主総会にご出席いただく際は、同封の議決権行使書用紙と併せてご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使方法についてのご案内



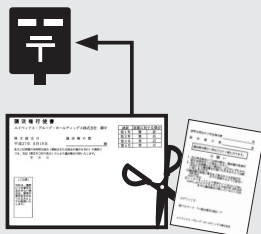
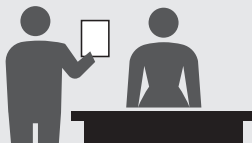
### ▶ 株主総会に出席いただく場合

株主総会開催日時 平成27年**6月19日(金曜日)午前10時**〔午前9時開場予定〕

当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります）。

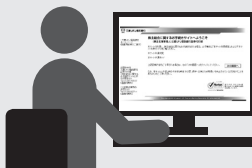
なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。



### ▶ 郵送にて行使いただく場合

行使期限 平成27年**6月18日(木曜日)午後6時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。



### ▶ インターネットにて行使いただく場合

行使期限 平成27年**6月18日(木曜日)午後6時行使分まで**

当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotage.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

インターネットによる行使方法の詳細は **次頁** をご覧ください

### 機関投資家の皆さまへ

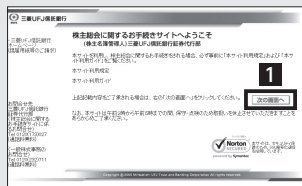
上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用いただくことができます。



## インターネットによる行使方法

平成27年6月18日（木曜日）午後6時行使分まで

### 1 議決権行使サイトへアクセス (<http://www.evotep.jp/>)

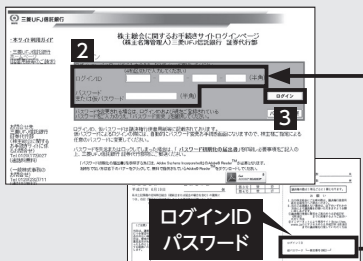


1 「次の画面へ」をクリック

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォン又は携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



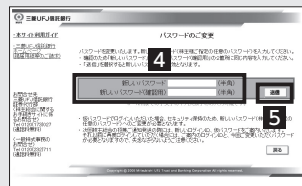
### 2 ログインする



2 お手元の議決権行使書紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力  
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。)

3 「ログイン」をクリック

### 3 パスワードを登録



4 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

#### ● 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

#### ● 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

#### ● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 9:00～21:00

事業報告

(自 平成26年 4月 1日)  
(至 平成27年 3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移し、個人消費についても総じて底堅い動きとなりました。また、先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、緩やかに回復していくことが期待されます。

当社グループが属するエンタテインメント業界の環境としましては、音楽ビデオを含む音楽ソフトの生産金額が前年同期比6.0%減(平成26年1月～12月。一般社団法人日本レコード協会調べ)、ビデオソフト全体の売上金額が前年同期比8.7%減(平成26年1月～12月。一般社団法人日本映像ソフト協会調べ)となりました。また、エンタテインメントを楽しむ環境としましては、デジタルの領域では平成26年12月末時点でスマートフォンの契約数が前年同月末比1,216万件増の6,544万件となったことで、携帯電話端末契約数に占める割合が前年同月末比7.8ポイント増の52.3%(株式会社MM総研調べ)となりました。一方で、リアル領域ではライブ・エンタテインメントの市場規模が前年同期比18.5%増(平成26年1月～12月。一般社団法人コンサートプロモーターズ協会調べ)となりました。

ユーザーの消費動向に着目しますと、デジタルの領域においては、デジタル配信へのニーズの高まりに加え、新たな楽しみ方を提供するサービスやコンテンツに対する需要が広がっております。また、リアル領域においては、大規模会場でのコンサートが多数実施される等、ライブに対するユーザーのニーズは依然として高まっております。

このような事業環境の下、当事業年度においては、ヒットコンテンツの創出に向けて、マーケットの変化に迅速に対応できる組織体制に再編するとともに、デジタル・プラットフォーム及びライブ・プラットフォームの更なる拡大に取り組んでまいりました。その結果、音楽事業において複数のヒットコンテンツが創出されるという成果に結びつきました。また、プラットフォームの拡大に向けて有力な外部企業とのアライアンスを積極的に実施いたしました。

以上の結果、売上高は過去最高の1,692億56百万円(前年度比7.9%増)となったものの、映像配信サービスのサービス拡充に伴う費用の増加や、本社ビルの建替え決議に伴う減価償却費の増加等により、営業利益は86億75百万円(同16.8%減)、当期純利益は59億75百万円(同12.0%減)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

※各セグメントの売上高及び営業利益は、全てセグメント間取引額の消去前の数値です。

## ① 音楽事業

利益率の高いアルバム作品の充実等により、売上高は676億28百万円（前年度比8.8%増）、営業利益は78億49百万円（同59.4%増）となりました。

## ② 映像事業

映像配信サービスの会員数が軟調に推移したこと等により、売上高は398億31百万円（前年度比4.4%減）、サービスの拡充に伴う費用が増加したこと等により、営業利益は18億32百万円（同57.6%減）となりました。

## ③ マネジメント／ライヴ事業

ライヴ動員数の増加等により、売上高は653億34百万円（前年度比15.6%増）となったものの、利益率の低い公演の割合が増加したことに加え、販売費及び一般管理費が増加したこと等により、営業利益は27億65百万円（同14.5%減）となりました。

## ④ その他

その他の事業の売上高は32億82百万円（前年度比11.6%減）、営業損失は7億16百万円（前年度は営業損失3億61百万円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資は総額で42億33百万円であり、その主なものは、自社利用ソフトウェア開発22億65百万円、内装工事13億7百万円等です。

## (3) 対処すべき課題

当社グループは、今後も更なる業績の向上と持続的な企業価値創出のために、以下の5項目を重点課題と位置付け、取り組んでまいります。

## ① ヒットコンテンツの創出

当社グループは、市場環境が変化し、消費行動の多様化が進むと予想されるなか、コンテンツホルダーとしてヒットコンテンツを創出することが、最大の命題であると認識しております。発掘・育成、コンテンツ制作、宣伝・販売のバリューサイクルの強化、世界基準でのアーティスト育成、グループ横断での選択と集中といったヒットコンテンツの創出への取り組みをより一層強化してまいります。

## ② 新たな楽しみ方の提案

当社グループは、デジタル技術の進化に伴うコミュニケーション環境や消費行動の変化を機敏に捉え、新たな感動体験を創造していくことを目指しております。自社プラットフォームにおけるサービスの拡充や利便性の一層の向上を実現するとともに、外部プラットフォームとの連携や潜在的なニーズに応えるサービスの開発に取り組むことで、エンタテインメントの新たな楽しみ方を提案してまいります。

### ③ アライアンス強化による新たな事業領域への進出

当社グループは、既存ビジネスの市場縮小を補い、またデジタル技術の進化等によるビジネスチャンスを取り込むため、新たな事業領域へ積極的に展開していくことが必要と考えております。国内外の有力企業とのアライアンスにより、新たな事業領域や海外地域における成功確度と成長速度の向上を図ってまいります。

### ④ 事業支援の進化

当社グループは、事業環境の変化に対して、新たなビジネスチャンスを見出し迅速に対応する体制の構築が必要であると認識しております。従来のコストコントロールに加えて、投資のサポートや新規事業のインキュベーションを行う等、事業と管理が一体となった体制を構築することで、当社グループの成長戦略を推進してまいります。

### ⑤ 人材育成の強化

当社グループは、ビジネス環境の変化と業容拡大に対応できる人材育成が急務であると認識しております。現経営層からの権限委譲を進め、次世代の経営層の育成を図るとともに、常識にとらわれない発想で事業を推進できる従業員の育成に取り組んでまいります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

| 項 目                     | 第 25 期<br>(平成24年3月期) | 第 26 期<br>(平成25年3月期) | 第 27 期<br>(平成26年3月期) | 【当事業年度】<br>第 28 期<br>(平成27年3月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)              | 121,027              | 138,764              | 156,935              | 169,256                         |
| 経 常 利 益(百万円)            | 10,531               | 13,111               | 11,310               | 8,611                           |
| 当 期 純 利 益(百万円)          | 4,934                | 7,322                | 6,791                | 5,975                           |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 115.06               | 172.69               | 161.51               | 141.90                          |
| 総 資 産(百万円)              | 99,258               | 108,756              | 114,390              | 117,564                         |
| 純 資 産(百万円)              | 36,932               | 48,878               | 53,347               | 53,394                          |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)     | 821.97               | 1,059.45             | 1,150.22             | 1,131.29                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出しております。  
3. 第26期においては、特別利益として投資有価証券売却償還益を計上したこと等により、当期純利益は大幅に増加いたしました。  
4. 第27期においては、特別利益として投資有価証券売却償還益を計上いたしました。  
5. 第28期については、前記「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりです。



## (5) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                          | 資 本 金            | 議決権の所有割合           | 主要な事業内容                                                                              |
|------------------------------------------------|------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| エイベックス・デジタル株式会社                                | 百万円<br>487       | 100.00%            | デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信                                                                |
| エイベックス・ミュージック・クリエイティブ株式会社                      | 百万円<br>200       | 100.00             | 音楽コンテンツの企画・制作・販売・配信                                                                  |
| エイベックス・ピクチャーズ株式会社                              | 百万円<br>100       | 100.00             | 映像コンテンツの企画・制作・販売                                                                     |
| エイベックス・マネジメント株式会社                              | 百万円<br>80        | 100.00             | アーティスト・タレントのマネジメント                                                                   |
| エイベックス・ヴァンガード株式会社                              | 百万円<br>60        | 100.00             | アーティスト・タレントのマネジメント及び宣伝・企画開発                                                          |
| エイベックス・ライブ・クリエイティブ株式会社                         | 百万円<br>30        | 100.00             | コンサート・イベントの企画・制作・運営、ファンクラブ運営、マーチャンダイジング                                              |
| エイベックス・プランニング & デベロップメント株式会社                   | 百万円<br>20        | 100.00             | アーティストの発掘・育成、スクールの運営、飲食店の運営                                                          |
| エイベックス・スポーツ株式会社                                | 百万円<br>20        | 100.00             | スポーツ選手等のマネジメント                                                                       |
| エイベックス・ヴァイヴ・プロダクション株式会社                        | 百万円<br>20        | 100.00             | アーティスト・タレントのマネジメント                                                                   |
| エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社                      | 百万円<br>10        | 100.00             | 著作権の管理等                                                                              |
| エイベックス通信放送株式会社                                 | 百万円<br>3,500     | 70.00<br>(70.00)   | 映像配信サービス                                                                             |
| 株 式 会 社 U U L A                                | 百万円<br>3,250     | 60.00<br>(60.00)   | 映像配信サービス                                                                             |
| 株式会社アニメタイムズ社                                   | 百万円<br>100       | 56.00<br>(56.00)   | 映像配信サービスに対するアニメ作品の供給                                                                 |
| エイベックス・クラシックス・インターナショナル株式会社                    | 百万円<br>50        | 100.00<br>(100.00) | アーティストのマネジメント、コンサートの企画・制作・運営、音楽・映像コンテンツの企画・制作                                        |
| 株式会社 E T スクウェア                                 | 百万円<br>40        | 100.00<br>(100.00) | 音楽配信向けアプリ・ソフトウェアの開発                                                                  |
| Avex International Holdings Singapore Pte.Ltd. | 千シンガポールドル<br>250 | 100.00             | Avex Taiwan Inc. 及び Avex Shanghai Co., Ltd. の管理・統括、当社グループのアジア展開における管理業務の提供、市場調査・リサーチ |
| A v e x T a i w a n I n c .                    | 千NTドル<br>215,000 | 100.00<br>(100.00) | 音楽・映像コンテンツの企画・制作・販売、コンサートの企画・制作・運営                                                   |
| A v e x H a w a i i , I n c .                  | 千米ドル<br>2,000    | 100.00             | スタジオ運営                                                                               |
| Avex Shanghai Co., Ltd.                        | 千人民元<br>3,000    | 100.00<br>(100.00) | 音楽・映像コンテンツの企画・制作・販売                                                                  |
| Avex International Holdings Ltd.               | 香港ドル<br>500,004  | 100.00             | —                                                                                    |
| A v e x H o n g K o n g L t d .                | 香港ドル<br>2        | 100.00<br>(100.00) | —                                                                                    |

- (注) 1. 議決権の所有割合の( )内数字は、間接所有比率です。  
 2. 当事業年度末における連結子会社は21社、持分法適用関連会社は6社です。  
 3. ① エイベックス・ピクチャーズ株式会社は、エイベックス・エンタテインメント株式会社及びエイベックス・マーケティング株式会社の映像事業のうち、映像パッケージに関わる事業の会社分割（共同新設分割）により、平成26年4月に子会社となりました。  
 ② 平成26年7月に、エイベックス・エンタテインメント株式会社はエイベックス・デジタル株式会社へ、エイベックス・マーケティング株式会社はエイベックス・ミュージック・クリエイティヴ株式会社へ商号変更いたしました。  
 ③ Avex China Co., Ltd.は平成26年8月に清算終了したため、子会社から除外いたしました。  
 ④ 株式会社アニメタイムズ社は、エイベックス・ピクチャーズ株式会社と株式会社講談社、株式会社集英社、及び株式会社小学館の共同出資により、平成27年3月に子会社となりました。  
 ⑤ Avex International Holdings Ltd. 及びAvex Hong Kong Ltd.は清算手続中です。  
 4. 株式会社ETスクウェアは、平成27年4月にエイベックス・デジタル株式会社を存続会社として吸収合併されました。

#### (6) 主要な事業内容

当社は、持株会社としてグループ各社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理し、各社の事業の特色を打ち出しつつ、各事業間のシナジーを最大限に発揮できるグループ全体の経営戦略の策定を主な事業としております。事業区分別の主な事業内容は以下のとおりです。

| 事業区分         | 主な事業内容                                                     |
|--------------|------------------------------------------------------------|
| 音楽事業         | 音楽コンテンツの企画・制作・販売、音楽配信、音楽出版                                 |
| 映像事業         | 映像配信、映像コンテンツの企画・制作・販売、映画配給                                 |
| マネジメント／ライヴ事業 | アーティスト・タレントのマネジメント、マーチャンダイジング、ファンクラブ運営、コンサート・イベントの企画・制作・運営 |
| その他          | アーティストの発掘・育成、スクールの運営、飲食店の運営                                |

## (7) 主要な事業所

| 名 業 称<br>(事 業 区 分)    |                                                            | 所 在 地 |                                              |
|-----------------------|------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------|
| 当 社 (持株会社)            |                                                            | 本社    | 東京都港区                                        |
| 国<br>内<br>子<br>会<br>社 | エ イ ベ ッ ク ス ・ デ ジ タ ル 株 式 会 社<br>(音楽事業、映像事業)               | 本社    | 東京都港区                                        |
|                       | エイベックス・ミュージック・クリエイティヴ株式会社<br>(音楽事業、映像事業、マネジメント／ライブ事業)      | 本社    | 東京都港区                                        |
|                       |                                                            | 営業所   | 札幌 (札幌市)、名古屋 (名古屋市)、大阪 (大阪市)、<br>福岡 (福岡市)    |
|                       | エ イ ベ ッ ク ス ・ ピ ク チ ャ ー ズ 株 式 会 社<br>(映像事業)                | 本社    | 東京都港区                                        |
|                       | エ イ ベ ッ ク ス ・ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社<br>(マネジメント／ライブ事業)        | 本社    | 東京都港区                                        |
|                       | エ イ ベ ッ ク ス ・ ヴ ァ ン ガ ー ド 株 式 会 社<br>(マネジメント／ライブ事業)        | 本社    | 東京都港区                                        |
|                       | エイベックス・ライブ・クリエイティヴ株式会社<br>(マネジメント／ライブ事業)                   | 本社    | 東京都港区                                        |
|                       | エイベックス・プランニング&デベロップメント株式会社<br>(その他)                        | 本社    | 東京都港区                                        |
|                       |                                                            | 営業所   | 東京 (東京都渋谷区)、名古屋 (名古屋市)、大阪 (大阪<br>市)、福岡 (福岡市) |
|                       | エ イ ベ ッ ク ス ・ ス ポ ー ツ 株 式 会 社<br>(マネジメント／ライブ事業)            | 本社    | 東京都港区                                        |
|                       | エイベックス・ヴァイヴ・プロダクション株式会社<br>(マネジメント／ライブ事業)                  | 本社    | 東京都港区                                        |
|                       | エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社<br>(音楽事業)                        | 本社    | 東京都港区                                        |
|                       | エ イ ベ ッ ク ス 通 信 放 送 株 式 会 社<br>(映像事業)                      | 本社    | 東京都港区                                        |
|                       | 株 式 会 社 U U L A<br>(映像事業)                                  | 本社    | 東京都港区                                        |
|                       | 株 式 会 社 ア ニ メ タ イ ム ズ 社<br>(映像事業)                          | 本社    | 東京都港区                                        |
| 海<br>外<br>子<br>会<br>社 | Avex International Holdings Singapore Pte.Ltd.<br>(中間持株会社) | 本社    | シンガポール                                       |
|                       |                                                            | 営業所   | 中国 香港                                        |
|                       | A v e x T a i w a n I n c .<br>(音楽事業)                      | 本社    | 台湾 台北                                        |
|                       |                                                            |       |                                              |
|                       |                                                            |       |                                              |

| 名 称<br>(事 業 区 分)  |                                                   | 所 在 地 |         |
|-------------------|---------------------------------------------------|-------|---------|
| 海外<br>子<br>会<br>社 | A v e x H a w a i i , I n c .<br>(音楽事業)           | 本社    | 米国 ハワイ州 |
|                   | A v e x S h a n g h a i C o . , L t d .<br>(音楽事業) | 本社    | 中国 上海   |
|                   | Avex International Holdings Ltd.<br>( — )         | 本社    | 中国 香港   |
|                   | A v e x H o n g K o n g L t d .<br>( — )          | 本社    | 中国 香港   |

(注) Avex International Holdings Ltd.及びAvex Hong Kong Ltd.は清算手続中のため、事業区分を「－」としております。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減数 |
|---------|---------|
| 1,415名  | 8名減     |

(注) 臨時従業員及び他社への出向者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減数 |
|---------|---------|
| 273名    | 35名増    |

(注) 臨時従業員、子会社及び他社への出向者は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 3,125     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 2,500     |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社   | 1,500     |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 1,000     |
| 株 式 会 社 新 生 銀 行           | 1,000     |

百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 184,631,000株  
 (2) 発行済株式の総数 45,000,000株(自己株式1,411,796株を含む)  
 (3) 株 主 数 29,895名(前期末比1,561名減)  
 (4) 大株主の状況

| 株 主 名                                             | 持 株 数                  | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------|------------------------|---------|
| G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G           | 2,814,085 <sup>株</sup> | 6.45%   |
| 有 限 会 社 テ ィ ー ズ ・ キ ャ ピ タ ル                       | 2,060,000              | 4.72    |
| 株 式 会 社 マ ッ ク ス 2000                              | 2,050,000              | 4.70    |
| 株 式 会 社 サ イ バ ー エ ー ジ ェ ン ト                       | 2,000,000              | 4.58    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )     | 1,615,300              | 3.70    |
| 小 林 敏 雄                                           | 1,347,818              | 3.09    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 ) | 1,073,500              | 2.46    |
| 株 式 会 社 第 一 興 商                                   | 1,020,000              | 2.34    |
| 松 浦 勝 人                                           | 857,924                | 1.96    |
| THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT       | 810,200                | 1.85    |

- (注) 1. 当社は、平成27年3月31日現在、自己株式を1,411,796株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の持株数には、平成27年3月31日現在の当社従業員持株会信託型ESOPに係る株式が5,800株含まれております。  
 4. 株式会社マックス2000は、当社代表取締役社長CEO松浦勝人氏が代表取締役を務めております。  
 5. ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成27年1月7日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成26年12月31日現在同社及び共同保有者の保有株式数合計が3,976,900株（9.12%）となっている旨の報告を受けておりますが、当社として平成27年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、平成22年8月30日開催の取締役会において、当社グループ社員に対して業績向上へのインセンティブを付与し、経営への参画意識を高めることにより、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、インセンティブ・プラン「従業員持株会信託型ESOP」（以下「ESOP信託」）の導入を決議いたしました。

ESOP信託導入に伴い、平成22年8月30日開催の取締役会において、住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して175,300株（導入時の発行済株式の総数に対する割合0.38%）の自己株式を、総額1億94百万円で第三者割当による処分を行うことを決議し、平成22年9月21日付で実施いたしました。

なお、ESOP信託口の平成27年3月31日現在の持株数は、5,800株です。

- ② 当社は、経営環境の変化等に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成26年5月8日開催の取締役会決議に基づき、平成26年5月20日から平成26年5月23日の間、信託方式による市場買付により自己株式1,000,000株を総額17億89百万円で取得いたしました。
- ③ 当社は、株式会社サイバーエージェントとの信頼関係強化と、合併会社設立による事業推進のために、平成26年11月19日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月5日付で第三者割当の方式により、自己株式2,000,000株を総額31億54百万円で処分いたしました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況

##### ① 通常型ストックオプション

エイベックス・グループ役職員の、業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層の収益拡大と企業価値の向上を図るため、通常型ストックオプションとしての新株予約権を発行しております。

| 名 称<br>(発行日)                 | 新株予約権<br>の数 | 新株予約権の目的と<br>なる株式の種類及び数        | 新株予約権 1 個<br>あたりの行使価額        | 新株予約権を行使する<br>ことができる期間            | 新株予約権の<br>うち当社役員<br>の保有状況     |
|------------------------------|-------------|--------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 第 1 回新株予約権<br>(平成18年 4 月28日) | 4,855 個     | 普通株式 485,500 株<br>(1 個あたり100株) | 340,000 円<br>(1 株あたり3,400 円) | 平成20年 7 月 1 日から<br>平成27年 6 月25日まで | 取締役 3 名 600 個<br>監査役 1 名 65 個 |
| 第 8 回新株予約権<br>(平成24年10月16日)  | 3,600 個     | 普通株式 360,000 株<br>(1 個あたり100株) | 160,100 円<br>(1 株あたり1,601 円) | 平成26年10月17日から<br>平成29年10月16日まで    | 監査役 1 名 50 個                  |

- (注) 1. 上記新株予約権は、新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約において、新株予約権を行使することができる期間の開始日を、発行日から2年が経過した日以降と定めております。
2. 監査役1名が保有している第1回新株予約権及び第8回新株予約権は、当該監査役が子会社取締役若しくは子会社従業員として在籍中に付与されたものです。
3. 第8回新株予約権は、当社役員には割り当てておりません。

##### ② 株式報酬型ストックオプション

株主の皆様との利益意識の共有を主眼とし、当社取締役単年度だけでなく、中長期的な視野をもって、業績や株価をより強く意識した経営を動機付けるため、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行しております。

| 名 称<br>(発行日)                | 新株予約権<br>の数 | 新株予約権の目的と<br>なる株式の種類及び数        | 新株予約権 1 個<br>あたりの行使価額 | 新株予約権を行使する<br>ことができる期間          | 新株予約権の<br>うち当社役員<br>の保有状況 |
|-----------------------------|-------------|--------------------------------|-----------------------|---------------------------------|---------------------------|
| 第 5 回新株予約権<br>(平成23年10月17日) | 140 個       | 普通株式 14,000 株<br>(1 個あたり100株)  | 100 円<br>(1 株あたり1 円)  | 平成26年10月18日から<br>平成33年 9 月30日まで | 取締役 1 名 140 個             |
| 第 7 回新株予約権<br>(平成24年10月16日) | 1,014 個     | 普通株式 101,400 株<br>(1 個あたり100株) | 100 円<br>(1 株あたり1 円)  | 平成27年10月17日から<br>平成34年 9 月30日まで | 取締役 4 名 1,014 個           |
| 第 9 回新株予約権<br>(平成25年10月17日) | 601 個       | 普通株式 60,100 株<br>(1 個あたり100株)  | 100 円<br>(1 株あたり1 円)  | 平成28年10月18日から<br>平成35年 9 月30日まで | 取締役 4 名 601 個             |
| 第11回新株予約権<br>(平成26年10月17日)  | 1,051 個     | 普通株式 105,100 株<br>(1 個あたり100株) | 100 円<br>(1 株あたり1 円)  | 平成29年10月18日から<br>平成36年 9 月30日まで | 取締役 4 名 1,051 個           |

- (注) 1. 上記新株予約権は、いずれも新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約の発行要項において、新株予約権を行使することができる期間の開始日を、発行日から3年が経過した日以降と定めております。
2. 上記新株予約権は、非常勤取締役及び社外取締役には割り当てておりません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

| 名 称<br>(発行日)               | 新株予約権<br>の数 | 新株予約権の目的と<br>なる株式の種類及び数       | 新株予約権 1 個<br>あたりの行使価額      | 新株予約権を行使する<br>ことができる期間         | 新株予約権の<br>交付状況                                                    |
|----------------------------|-------------|-------------------------------|----------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 第12回新株予約権<br>(平成26年10月17日) | 4,650個      | 普通株式 465,000株<br>(1 個あたり100株) | 177,300円<br>(1 株あたり1,773円) | 平成28年10月18日から<br>平成31年10月17日まで | 当社従業員<br>54名 1,680個<br>子会社取締役<br>5名 350個<br>子会社従業員<br>118名 2,620個 |

(注) 上記新株予約権は、新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約において、新株予約権を行使することができる期間の開始日を、発行日から2年が経過した日以降と定めております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

- ① エイベックス・グループ役職員の、業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層の収益拡大と企業価値の向上を図るため、通常型ストックオプションとしての新株予約権を発行しております。

| 名 称<br>(発行日)               | 新株予約権<br>の数 | 新株予約権の目的と<br>なる株式の種類及び数       | 新株予約権 1 個<br>あたりの行使価額      | 新株予約権を行使する<br>ことができる期間         | 新株予約権の<br>保有状況                              |
|----------------------------|-------------|-------------------------------|----------------------------|--------------------------------|---------------------------------------------|
| 第4回新株予約権<br>(平成22年10月18日)  | 380個        | 普通株式 38,000株<br>(1 個あたり100株)  | 123,900円<br>(1 株あたり1,239円) | 平成24年9月28日から<br>平成27年9月30日まで   | 当社従業員、<br>子会社取締役<br>及び子会社従業員<br>18名 380個    |
| 第6回新株予約権<br>(平成23年10月17日)  | 1,605個      | 普通株式 160,500株<br>(1 個あたり100株) | 100,800円<br>(1 株あたり1,008円) | 平成25年10月18日から<br>平成28年10月17日まで | 当社従業員、<br>子会社取締役<br>及び子会社従業員<br>66名 1,605個  |
| 第10回新株予約権<br>(平成25年10月17日) | 4,440個      | 普通株式 444,000株<br>(1 個あたり100株) | 300,300円<br>(1 株あたり3,003円) | 平成27年10月18日から<br>平成30年10月17日まで | 当社従業員、<br>子会社取締役<br>及び子会社従業員<br>169名 4,440個 |

- ② 外部契約者のエイベックス・グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起するために、通常型ストックオプションとしての新株予約権を発行しております。

| 名 称<br>(発行日)            | 新株予約権<br>の数 | 新株予約権の目的と<br>なる株式の種類及び数       | 新株予約権 1 個<br>あたりの行使価額      | 新株予約権を行使する<br>ことができる期間      | 新株予約権の<br>保有状況      |
|-------------------------|-------------|-------------------------------|----------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 第2回新株予約権<br>(平成18年6月6日) | 2,295個      | 普通株式 229,500株<br>(1 個あたり100株) | 340,500円<br>(1 株あたり3,405円) | 平成20年7月1日から<br>平成27年6月25日まで | 外部契約者<br>84名 2,295個 |



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役

| 地 位         | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                              |
|-------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長CEO  | 松 浦 勝 人 | 社長室管掌<br>エイベックス・デジタル株式会社 代表取締役社長<br>エイベックス・マネジメント株式会社 代表取締役会長<br>エイベックス通信放送株式会社 代表取締役会長<br>株式会社UUL A 代表取締役会長<br>AWA株式会社 代表取締役会長                                                           |
| 代表取締役副社長CSO | 千 葉 龍 平 | グローバル・アーティスト戦略室管掌<br>エイベックス・デジタル株式会社 代表取締役副社長<br>エイベックス通信放送株式会社 代表取締役社長<br>株式会社UUL A 代表取締役社長<br>株式会社ETスクウェア 代表取締役社長                                                                       |
| 代表取締役CFO    | 竹 内 成 和 | 総務人事本部管掌、法務契約本部管掌、経営企画本部管掌、経営情報管理本部<br>管掌、国際事業支援室管掌、グループ事業推進室管掌、コンプライアンス委員<br>会委員長、投資検討委員会委員長、報酬委員会委員、リスク管理担当<br>エイベックス・デジタル株式会社 専務取締役<br>エイベックス・ピクチャーズ株式会社 代表取締役社長<br>株式会社アニメタイムズ社 取締役会長 |
| 代表取締役CMO    | 林 真 司   | アーティスト開発育成統括部管掌、コンプライアンス担当<br>エイベックス・ミュージック・クリエイティヴ株式会社 代表取締役社長                                                                                                                           |
| 取締役(非常勤)    | 見 城 徹   | エイベックス通信放送株式会社 最高顧問<br>株式会社幻冬舎 代表取締役社長<br>株式会社タッチダウン 代表取締役社長<br>株式会社キャブ 代表取締役社長<br>株式会社鉄人化計画 社外取締役                                                                                        |
| 社外取締役       | 遠 山 友 寛 | コンプライアンス委員会委員、投資検討委員会委員、報酬委員会委員<br>弁護士、TMI総合法律事務所 パートナー<br>株式会社日本色材工業研究所 社外監査役<br>ソーせいグループ株式会社 社外取締役                                                                                      |
| 社外取締役       | 佐 藤 裕 一 | 投資検討委員会委員、報酬委員会委員長<br>公認会計士<br>株式会社シモジマ 社外監査役<br>株式会社東葛ホールディングス 社外監査役<br>シンデン・ハイテックス株式会社 社外監査役                                                                                            |

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                         |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 常 勤 監 査 役 | 岩 田 眞 吉 | コンプライアンス委員会委員<br>公認会計士、税理士<br>公認会計士・税理士勝島敏明事務所 所長<br>株式会社スカパー J S A T ホールディングス 社外監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 小 林 伸 之 |                                                                                      |
| 社 外 監 査 役 | 勝 島 敏 明 |                                                                                      |
| 社 外 監 査 役 | 玉 木 昭 宏 |                                                                                      |

- (注) 1. 取締役遠山友寛氏及び佐藤裕一氏は、社外取締役です。  
 2. 監査役勝島敏明氏及び玉木昭宏氏は、社外監査役です。  
 3. 取締役遠山友寛氏及び佐藤裕一氏並びに監査役勝島敏明氏及び玉木昭宏氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員です。  
 4. 監査役勝島敏明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役玉木昭宏氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 代表取締役社長 C E O の松浦勝人氏が代表取締役会長を務める AWA 株式会社は、当社の持分法適用関連会社です。  
 7. 代表取締役 C F O の竹内成和氏が委員長を務めるコンプライアンス委員会は、社外取締役及び社外監査役を含むメンバーで構成され、当社の重要なコンプライアンス上の問題を審議するほか、内部通報制度（ヘルプライン）により通報された事案を確認し、改善を図っております。  
 8. 代表取締役 C F O の竹内成和氏が委員長を務める投資検討委員会は、社外取締役及び社外監査役を含むメンバーで構成され、当社グループとして重要な投資案件について、委員が客観的及び専門的な立場から意見する諮問機関として、投資決定の判断材料を提供しております。  
 9. 社外取締役の佐藤裕一氏が委員長を務める報酬委員会は、社外取締役を中心に構成され、当社の役員報酬の妥当性を客観的な見地から検証しております。  
 10. 役職名の略称について  
 C S O = Chief Strategic Officer（最高戦略責任者）  
 C M O = Chief Marketing Officer（最高マーケティング責任者）

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

- ① 就任  
 該当事項はありません。
- ② 退任  
 該当事項はありません。

- ③ 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動  
 平成26年6月24日付で以下のとおり取締役の異動がありました。

| 氏 名   | 異 動 後                                      | 異 動 前                                      |
|-------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 林 眞 司 | 代表取締役CMO<br>アーティスト開発育成統括部管掌、<br>コンプライアンス担当 | 代表取締役CBO<br>アーティスト開発育成統括部管掌、<br>コンプライアンス担当 |

(注) 1. CBO=Chief Business Administration Officer（最高事業管理責任者）

平成26年7月1日付で以下のとおり取締役の異動がありました。

| 氏 名     | 異 動 後                                                                                                                     | 異 動 前                                                                                                        |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 竹 内 成 和 | 代表取締役CFO<br>総務人事本部管掌、法務契約本部管掌、<br>経営企画本部管掌、経営情報管理本部管掌、<br>国際事業支援室管掌、<br>コンプライアンス委員会委員長、<br>投資検討委員会委員長、報酬委員会委員、<br>リスク管理担当 | 代表取締役CFO 経営情報管理本部長、<br>総務人事本部管掌、経営戦略本部管掌、<br>国際事業支援室管掌、<br>コンプライアンス委員会委員長、<br>投資検討委員会委員長、報酬委員会委員、<br>リスク管理担当 |

平成26年8月7日付で以下のとおり取締役の異動がありました。

| 氏 名     | 異 動 後                                                                                                                                 | 異 動 前                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 竹 内 成 和 | 代表取締役CFO<br>総務人事本部管掌、法務契約本部管掌、<br>経営企画本部管掌、経営情報管理本部管掌、<br>国際事業支援室管掌、グループ事業推進室管掌、<br>コンプライアンス委員会委員長、<br>投資検討委員会委員長、報酬委員会委員、<br>リスク管理担当 | 代表取締役CFO<br>総務人事本部管掌、法務契約本部管掌、<br>経営企画本部管掌、経営情報管理本部管掌、<br>国際事業支援室管掌、<br>コンプライアンス委員会委員長、<br>投資検討委員会委員長、報酬委員会委員、<br>リスク管理担当 |

平成26年12月1日付で以下のとおり取締役及び監査役の異動がありました。

| 氏 名     | 異 動 後                       | 異 動 前             |
|---------|-----------------------------|-------------------|
| 佐 藤 裕 一 | 社外取締役<br>投資検討委員会委員、報酬委員会委員長 | 社外取締役<br>報酬委員会委員長 |
| 玉 木 昭 宏 | 社外監査役<br>投資検討委員会委員          | 社外監査役             |

平成27年1月1日付で以下のとおり取締役の異動がありました。

| 氏 名     | 異 動 後                                        | 異 動 前                              |
|---------|----------------------------------------------|------------------------------------|
| 遠 山 友 寛 | 社外取締役<br>コンプライアンス委員会委員、<br>投資検討委員会委員、報酬委員会委員 | 社外取締役<br>コンプライアンス委員会委員、<br>報酬委員会委員 |

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 人 数 | 報 酬 等 の 総 額               |
|-------|-----|---------------------------|
| 取 締 役 | 7名  | 1,192 百万円 (うち社外 2名、10百万円) |
| 監 査 役 | 4名  | 49 百万円 (うち社外 2名、10百万円)    |
| 合 計   | 11名 | 1,242 百万円 (うち社外 4名、20百万円) |

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は7名、監査役は4名です。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、基本報酬枠が年額8億円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、業績連動報酬枠が当該事業年度の連結当期純利益の10%以内です（平成25年6月18日開催の第26期定時株主総会決議）。また、監査役の報酬限度額は年額1億円以内です（平成18年6月25日開催の第19期定時株主総会決議）。
3. 2.の取締役の報酬限度額とは別枠で、平成23年6月26日開催の第24期定時株主総会において、年額3億円以内を取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額として決議しており、上記報酬等の総額には、取締役4名にストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額1億27百万円が含まれております。

(4) 会社役員の報酬等の額又は算定方法に係る決定に関する方針

当社は、社外取締役を委員長とし、ほかに社外取締役1名及び当社代表取締役CFOの3名により構成される「報酬委員会」を設置し、役員報酬制度の内容及びその決定手続きについて、外部の客観的な視点を取り入れた、より透明性の高い役員報酬制度を平成24年3月期より運用しております。

当該制度における役員報酬は、基本報酬、業績連動報酬（利益連動給与）及び株式報酬型ストックオプションにより構成されており、業績連動報酬（利益連動給与）は、毎期の連結当期純利益に応じて取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く）に支給されることとし、株式報酬型ストックオプションは、業績に対する取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

## ① 社外取締役の兼任の状況（重要な兼職先及び当社との関係）

| 氏 名     | 重 要 な 兼 職 先                                                           | 当社との関係     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|------------|
| 遠 山 友 寛 | 弁護士、T M I 総合法律事務所パートナー<br>株式会社日本色材工業研究所社外監査役<br>そーせいグループ株式会社社外取締役     | (注)        |
| 佐 藤 裕 一 | 公認会計士<br>株式会社シモジマ社外監査役<br>株式会社東葛ホールディングス社外監査役<br>シンデン・ハイテックス株式会社社外監査役 | 取引関係はありません |

(注) 社外取締役遠山友寛氏は、T M I 総合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所の他の弁護士に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当社は同法律事務所と顧問契約は締結しておらず、かつ、当事業年度における取引額は当社の連結売上高及び同法律事務所の年間取扱高のいずれに対しても1%未満と僅少です。

また、当社は同氏に対して役員報酬以外に金銭その他の財産を支払っておりません。

なお、同氏が社外監査役を兼任する株式会社日本色材工業研究所及び社外取締役を兼任するそーせいグループ株式会社との取引関係はありません。

## ② 社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

| 氏 名     | 重 要 な 兼 職 先                                                     | 当社との関係     |
|---------|-----------------------------------------------------------------|------------|
| 勝 島 敏 明 | 公認会計士、税理士<br>公認会計士・税理士勝島敏明事務所所長<br>株式会社スカパーJ S A Tホールディングス社外監査役 | 取引関係はありません |
| 玉 木 昭 宏 | 米国公認会計士<br>株式会社サイファ代表取締役<br>S B Iホールディングス株式会社社外取締役              | (注)        |

(注) 社外監査役玉木昭宏氏は、平成26年9月まで株式会社ドワンゴの社外監査役でしたが、当社グループは同社グループと音楽・映像コンテンツ等に関する取引関係があります。

また、当社は同氏に対して役員報酬以外に金銭その他の財産を支払っておりません。

なお、同氏が代表取締役を兼任する株式会社サイファ及び社外取締役を兼任するS B Iホールディングス株式会社との取引関係はありません。

## ③ 社外役員の主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                            |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 遠 山 友 寛 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。         |
| 社 外 取 締 役 | 佐 藤 裕 一 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。       |
| 社 外 監 査 役 | 勝 島 敏 明 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、及び監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 玉 木 昭 宏 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、及び監査役会12回全てに出席し、主に米国公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。    |

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、優れた人材を招聘できるよう、定款に社外取締役又は社外監査役との間で賠償責任を限定する契約の締結を可能とする旨を定めております。

当該規定に基づき、当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

### 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                          | 支 払 額 |
|------------------------------------------|-------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額                    | 50百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 71百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分はできませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人監査の対象となる全ての子会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会が決定した会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり、当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備する。

- (1) 当社及びグループ各社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① コンプライアンス・ポリシーを制定し、当社の代表取締役社長が継続的にその精神を当社及び当社の子会社の役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
  - ② 当社にコンプライアンス担当取締役を任命し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努める。
  - ③ 当社にコンプライアンス委員会を設置し、当社及びグループ各社のコンプライアンス上の重要な問題を調査・審議し、問題の解決を図るとともに、その結果を取締役会に報告する。
  - ④ 取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会に報告する。報告を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し、再発防止策を決定し、グループ全体の再発防止策を実施する。
  - ⑤ 当社及びグループ各社の業務執行ラインから独立したグループ内部監査室を設置する。同監査室は、当社及びグループ各社の法令遵守状況を監査し、その結果をその都度、当社の代表取締役社長及び監査役会に報告する。
  - ⑥ 当社及びグループ各社の法令違反並びに社内規程違反他、社内の問題の早期発見と解決を図る為、通常の業務報告経路とは別の報告経路としてヘルプラインを設置し、当社及びグループ各社の全ての役職員に対してこれを周知徹底する。  
またヘルプラインによって得られた情報は、社内規程に基づき、当社のコンプライアンス担当取締役及び当社のコンプライアンス委員会に報告される他、当社の監査役とこれを共有する。
  - ⑦ コンプライアンス・ポリシーに基づき、反社会的勢力・団体との関係は一切持たないことを基本方針とし、いかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取ることにする。
  - ⑧ 財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を推進し、財務報告の信頼性を確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、文書管理規程及び情報セキュリティ規程等に従い、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下総称して「文書等」という）に記録し、保存する。
  - ② 取締役及び監査役は常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 社内規則により、当社にリスク管理責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理するリスク管理担当取締役を任命し、リスク管理体制を明確化する。
- ② リスク管理体制の下、リスクの重要性及び事業の特性等に応じてリスクの特定・評価を行い、対応策を整備する。  
またリスクが顕在化した場合に、迅速且つ適切な対応策を講じることができる体制を構築する。
- ③ グループ内部監査室は、当社及びグループ各社のリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長及び監査役会に報告する。代表取締役社長は、上記結果を踏まえ改善策を審議・決定する。

(4) 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務権限規程により当社及びグループ各社の職務権限及び意思決定ルールを明確化することにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備する。
- ② 当社の取締役会において業績目標と予算を設定し、ITを活用して業績管理を行う。また、当社及びグループ各社の効率的な人的資源の配分を行う。

(5) 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ各社全体の内部統制システムの構築を目指し、当社に当社及びグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ② 当社及びグループ各社の代表取締役社長は、各社の内部統制に関する責任者として、各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ③ グループ内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を各社の内部統制責任者に報告し、必要に応じ、内部統制に関して改善策の指導、実施の支援及び助言を行う。
- ④ 当社にグループ各社の事業の状況等を確認するため、報告会議体を設置する。これらの会議は、定期的で開催し、グループ各社の取締役等の職務執行に係る事項の報告及び事業運営のモニタリングを行うとともに情報の共有化を促進し、業務の適正と効率化を図る。
- ⑤ 当社及びグループ各社の事業上の投資活動における有効性と健全性を向上させる為、諮問機関として「投資検討委員会」を設置する。投資検討委員会は当社グループとして重要な投資案件について、委員が客観的・専門的な立場から意見することで、投資決定の判断材料を提供する。



- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求める時は、取締役と協議の上、専属の職員を配置するものとする。監査役の職務を補助する当該職員は、当該補助に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該職員は、定期に又は必要に応じて監査役に報告を行い、また意見・情報交換を行うものとする。
  - ② 当該職員の人選、異動及び懲戒処分については、監査役会の意見を徴するものとする。
- (7) 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 役職員は、重大な法令・定款違反又は当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合又はその事実の報告を受けた場合、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
  - ② 役職員は、監査役の求めに応じて会議の場を設け、職務の執行状況報告他、必要な報告及び情報交換を行う。
  - ③ 内部監査規程に従いグループ内部監査室の職員が内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告する体制を整備する。
- (8) 監査役に重大な法令・定款違反又は当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社及びグループ各社の役職員が監査役に報告を行った場合、報告を理由として、解雇、降格、減給等いかなる不利益取扱いも行わないものとする。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行に関する取引における、費用の前払の請求、支出した費用の請求、負担した債務の債権者に対する弁済の請求（当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除く）について、それに応じる。
- (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会他、重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
  - ② 監査役は、定期に又は必要に応じて会計監査人の報告を受ける。また意見・情報交換を行うことができる。
  - ③ 監査役は必要に応じて、外部の専門家に助言を求めることができる。
  - ④ 監査役は、随時、社内の情報システムの情報を閲覧することができる。

（注）本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、消費税等を含んでおりません。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>〈資産の部〉</b>   |                | <b>〈負債の部〉</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>69,160</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>59,460</b>  |
| 現金及び預金          | 25,699         | 支払手形及び買掛金      | 1,601          |
| 受取手形及び売掛金       | 21,209         | 短期借入金          | 8,500          |
| 商品及び製品          | 1,168          | 1年内返済予定の長期借入金  | 250            |
| 番組及び仕掛品         | 7,497          | 1年内償還予定の社債     | 360            |
| 原材料及び貯蔵品        | 372            | 未払金            | 26,990         |
| 繰延税金資産          | 4,129          | 未払印税           | 9,224          |
| 前渡金             | 1,143          | 未払法人税等         | 680            |
| 前払費用            | 1,151          | 賞与引当金          | 1,536          |
| 前払印税            | 2,340          | 返品引当金          | 4,247          |
| その他の他           | 4,766          | その他の他          | 6,070          |
| 貸倒引当金           | △319           | <b>固定負債</b>    | <b>4,709</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>48,404</b>  | 社債             | 720            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>32,728</b>  | 長期借入金          | 375            |
| 建物及び構築物         | 1,939          | 退職給付に係る負債      | 2,121          |
| 土地              | 29,770         | その他の他          | 1,492          |
| その他の他           | 1,019          | <b>負債合計</b>    | <b>64,169</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,471</b>   | <b>〈純資産の部〉</b> |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,203</b>  | <b>株主資本</b>    | <b>49,756</b>  |
| 投資有価証券          | 5,501          | 資本金            | 4,229          |
| 長期前払費用          | 436            | 資本剰余金          | 5,001          |
| 繰延税金資産          | 2,779          | 利益剰余金          | 42,891         |
| その他の他           | 2,785          | 自己株式           | △2,365         |
| 貸倒引当金           | △298           | その他の包括利益累計額    | △451           |
| <b>資産合計</b>     | <b>117,564</b> | その他有価証券評価差額金   | 90             |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益        | 8              |
|                 |                | 為替換算調整勘定       | △152           |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額   | △398           |
|                 |                | 新株予約権          | 835            |
|                 |                | 少数株主持分         | 3,255          |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>53,394</b>  |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>117,564</b> |

# 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額     |
|----------------|---------|
| 売上高            | 169,256 |
| 売上原価           | 118,503 |
| 売上総利益          | 50,752  |
| 販売費及び一般管理費     | 42,077  |
| 営業利益           | 8,675   |
| 営業外収益          |         |
| 受取利息           | 5       |
| 受取配当金          | 52      |
| 投資事業組合運用益      | 40      |
| 未払印税整理益        | 110     |
| その他            | 110     |
| 営業外費用          |         |
| 支払利息           | 72      |
| 支払手数料          | 15      |
| 持分法による投資損失     | 179     |
| 為替差損           | 88      |
| その他            | 27      |
| 経常利益           | 383     |
| 特別利益           | 8,611   |
| 投資有価証券売却益      | 3,512   |
| 特別損失           |         |
| 固定資産除売却損失      | 16      |
| 減損損失           | 779     |
| 建替関連費用         | 280     |
| 税金等調整前当期純利益    | 11,046  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 4,673   |
| 法人税等調整額        | △222    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 6,595   |
| 少数株主利益         | 620     |
| 当期純利益          | 5,975   |

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>〈資産の部〉</b>   |               | <b>〈負債の部〉</b>  |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>40,496</b> | <b>流動負債</b>    | <b>52,713</b> |
| 現金及び預金          | 23,676        | 短期借入金          | 8,500         |
| 売掛金             | 11,560        | 1年内返済予定の長期借入金  | 250           |
| 繰延税金資産          | 262           | 1年内償還予定の社債     | 360           |
| 関係会社短期貸付金       | 1,216         | リース債務          | 62            |
| 未収入金            | 3,521         | 未払払金           | 4,233         |
| その他の            | 261           | 未払法人税等         | 58            |
| 貸倒引当金           | △2            | 関係会社預り金        | 37,930        |
| <b>固定資産</b>     | <b>52,062</b> | 賞与引当金          | 391           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>31,309</b> | その他の           | 927           |
| 建物              | 996           | <b>固定負債</b>    | <b>2,260</b>  |
| 車両運搬具           | 2             | 社債             | 720           |
| 工具器具備品          | 446           | 長期借入金          | 375           |
| 土地              | 29,677        | リース債務          | 105           |
| リース資産           | 154           | 退職給付引当金        | 427           |
| 建設仮勘定           | 30            | その他の           | 631           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>3,071</b>  | <b>負債合計</b>    | <b>54,973</b> |
| ソフトウェア          | 2,531         | <b>〈純資産の部〉</b> |               |
| ソフトウェア仮勘定       | 530           | <b>株主資本</b>    | <b>36,670</b> |
| その他の            | 9             | 資本金            | 4,229         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>17,682</b> | 資本剰余金          | 5,076         |
| 投資有価証券          | 1,212         | 資本準備金          | 5,076         |
| 関係会社株式          | 12,933        | 利益剰余金          | 29,729        |
| 関係会社長期貸付金       | 380           | 利益準備金          | 501           |
| 破産更生債権等         | 564           | その他の利益剰余金      | 29,228        |
| 繰延税金資産          | 1,678         | 別途積立金          | 10,000        |
| その他の            | 1,803         | 繰越利益剰余金        | 19,228        |
| 貸倒引当金           | △890          | <b>自己株式</b>    | <b>△2,365</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>92,559</b> | 評価・換算差額等       | 79            |
|                 |               | その他有価証券評価差額金   | 79            |
|                 |               | <b>新株予約権</b>   | <b>835</b>    |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>37,585</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>92,559</b> |

損益計算書

(自平成26年4月1日  
至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |        |
|--------------|-------|--------|
| 営業収益         |       | 25,218 |
| 営業原価         |       | 1,565  |
| 売上総利益        |       | 23,653 |
| 販売費及び一般管理費   |       | 14,726 |
| 営業利益         |       | 8,927  |
| 営業外収益        |       |        |
| 受取利息         | 21    |        |
| 受取配当金        | 33    |        |
| 投資事業組合運用益    | 40    |        |
| 為替差益         | 90    |        |
| その他          | 33    | 220    |
| 営業外費用        |       |        |
| 支払利息         | 124   |        |
| 社債利息         | 9     |        |
| 支払手数料        | 15    |        |
| 貸倒引当金繰入額     | 171   |        |
| その他          | 3     | 324    |
| 経常利益         |       | 8,823  |
| 特別利益         |       |        |
| 投資有価証券売却益    | 3,502 |        |
| その他          | 1     | 3,503  |
| 特別損失         |       |        |
| 関係会社株式評価損失   | 207   |        |
| 減損損失         | 9     |        |
| 建替関連費用       | 280   | 497    |
| 税引前当期純利益     |       | 11,828 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 379   |        |
| 法人税等調整額      | △749  | △369   |
| 当期純利益        |       | 12,198 |

# 会計監査人の監査報告書 謄本（連結）

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

エイベックス・グループ・  
ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 広瀬 勉 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小口 誠 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

エイベックス・グループ・  
ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 広瀬 勉 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小口 誠 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、子会社との業務受託契約の変更が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、当期の監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、グループ内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られていると認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、当監査報告書作成時点において、重要な欠陥は認識していない旨の報告を有限責任監査法人トーマツより受けております。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

エイバックス・グループ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 岩 田 眞 吉 ㊞

常勤監査役 小 林 伸 之 ㊞

社外監査役 勝 島 敏 明 ㊞

社外監査役 玉 木 昭 宏 ㊞

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する長期的かつ総合的な利益還元の実施を、経営上の最も重要な施策の一つとして捉え、業績の推移、キャッシュ・フロー、将来における資金需要等を総合的に勘案して配当額を決定しており、業績連動型の配当の水準を連結配当性向35%以上、1株当たりの年間配当金の最低水準を50円としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金25円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は1,089,705,100円となります。

なお、中間配当金として1株当たり25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり50円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月22日といたします。

**第2号議案** 定款一部変更の件

定款の一部を以下に記載の対照表中の変更案のとおり変更いたしたく存じます。

## 1. 提案の理由

- (1) 当社グループの事業展開の多様化を考慮して、現行定款第2条（目的）の事業目的を追加し、併せて所要の変更をするものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第32条第2項及び第42条第2項の一部を変更するものです。

なお、第32条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</p> <p>(1) ～ (32) (省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(33) 前 (1) から (32) の各事業を営む企業に対する投資</p> <p>(34) 前 (1) から (32) に附帯する一切の業務</p> <p>2. 前号 (1) から (32) の各事業を自ら行うこと</p> <p>3. 前各号に付帯する一切の業務</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</p> <p>(1) ～ (32) (現行どおり)</p> <p>(33) 各種研修、講習会、スクール等の企画、運営</p> <p>(34) 前 (1) から (33) の各事業を営む企業に対する投資</p> <p>(35) 前 (1) から (34) に附帯する一切の業務</p> <p>2. 前号 (1) から (33) の各事業を自ら行うこと</p> <p>3. 前各号に付帯する一切の業務</p> |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>                                                                                                                            | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>                                                                                                                                                    |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>                                                                                                                            | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>                                                                                                                                                                     |

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。当該候補者が監査役に就任した場合、社外監査役となります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <b>【補欠監査役候補者】</b><br><br>しゃ もと こう いち<br>社 本 公 一<br>(昭和20年3月31日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 昭和52年9月 監査法人中央会計事務所（みすず監査法人に改称）入所<br>昭和53年8月 公認会計士登録<br>昭和57年9月 監査法人中央会計事務所退所<br>昭和57年10月 公認会計士・税理士社本公一事務所開設（現任）<br>平成2年9月 中央新光監査法人（みすず監査法人に改称）社員就任<br>平成3年4月 早稲田大学非常勤講師<br>平成8年8月 中央青山監査法人（みすず監査法人に改称）代表社員就任<br>平成15年7月 早稲田大学会計研究所客員研究員（現：招聘研究員）（現任）<br>平成18年9月 みすず監査法人代表社員退任<br>平成26年6月 当社補欠監査役（現任） | —                 |
| (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。<br>2. 選任決議の効力は、決議後最初に開催される定時株主総会の開始の時までといたします。<br>3. 社本公一氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員の要件を満たしております。<br>4. 社本公一氏は、公認会計士の資格を有しており、長年に渡る会計監査経験に基づく高い識見により、適切な監査を実施していただけるものと判断し、補欠監査役の候補者となりました。<br>また、社本公一氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、前述の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。<br>5. 当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に定める額を損害賠償限度額とする損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社本公一氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |

#### 第4号議案 当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものです。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行したいと存じます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

## ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

## ③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から3年間とする。

## ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得条項

以下の i、ii、iii、iv 又は v の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

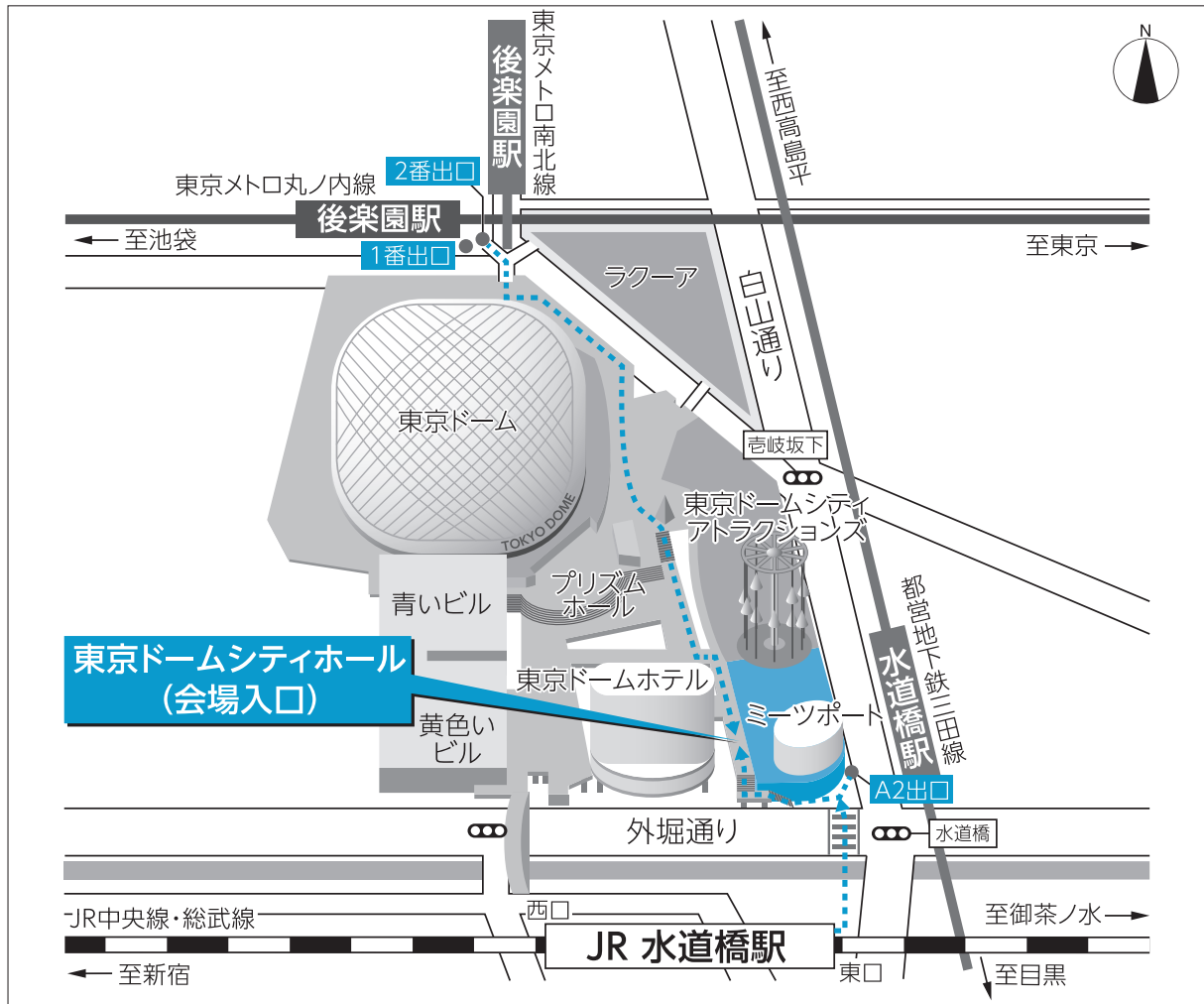
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
  - v 新株予約権を行使することができる期間  
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記④に準じて決定する。
  - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - viii 新株予約権の取得条項  
上記⑥に準じて決定する。
  - ix その他の新株予約権の行使の条件  
下記⑨に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都文京区後楽一丁目3番61号  
東京ドームシティホール  
電話 (03) 5800-9999



- JR線  
中央線・総武線（各駅停車）：水道橋駅 東口より徒歩1分
- 地下鉄  
三田線：水道橋駅 A2出口よりすぐ  
丸ノ内線・南北線：後楽園駅1番・2番出口より徒歩7分

◎駐車場はご用意しておりませんので、ご了承ください。

エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社  
東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー  
<http://www.avex.co.jp/>